石川県優良観光土産品推奨規程

公益社団法人石川県観光連盟

（目　的）

第 １ 条　この規程は、県内企業における観光土産品の品質向上と観光土産品業界の発展に資するために、観光土産品の開発、指導育成を図るとともに、石川県観光事業の振興に寄与することを目的とする。

（観光土産品の範囲）

第 ２ 条　この規程において、審査の対象となる観光土産品とは、次の各号に該当するものをいう。

(1) 県内で製造されている製品、又は県外に製造を委託しているが主要な原材料に石川県産品を使用している製品で、現に販売されているもの。

(2) 市町村長が管内観光地の土産品として適当と認め、推薦したもの。

（審査会）

第 ３ 条　　観光土産品の推奨を行うため、公益社団法人石川県観光連盟（以下「連盟」という）　に審査会を設ける。

２．審査会は審査委員１５名以内を以て構成する。

３．審査委員は、連盟理事長が委嘱する。

（審査基準）

第 ４ 条　　審査にあたっては、次の各号に掲げる審査基準によって選考するものとする。

(1)郷土色豊かなもの

(2)記念的要素の含まれたもの

(3)品質が優れ、意匠、包装が斬新で品位があるもの

(4)量産の可能なもの

(5)価格が適当であるもの

(6)食品類については、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年２月15日公正取引委員会告示第６号）に違反しないもの

(7)その他関係法規等に抵触しないもの

（推奨及び登録）

第 ５ 条　　推奨土産品は審査会が認定する。但し、認定したもののうち試作品は商品化のうえ、出品者の申請によって推奨を決定する。

２．前項の規程により推奨を決定した土産品は、石川県優良観光土産品として登録するものとする。

３．前項の規程により推奨登録を受けようとする者は、登録手数料として１商品につき５，０００円を連盟に納入しなければならない。

（推奨の表示）

第 ６ 条　　推奨登録した観光土産品には、連盟の推奨状を交付するとともに、別記様式による推奨シールを使用貼付するものとする。

２．前項の規程による推奨シールは、連盟が作成し、実費をもって交付する。

（登録の有効期間）

第 ７ 条　　第５条の規程による推奨登録の有効期間は、推奨決定の日から２年とする。

（有効期間の更新登録）

第 ８ 条　　前条の有効期間終了後引き続き推奨登録を受けようとする者は、本人の申請により審査会において再審査を受け、かつ第５条第３項の手続きを経なければならない。

（推奨登録の取消）

第 ９ 条　　推奨登録後において、第４条の要件を欠くに至ったとき、または、推奨シールを推奨品以外のものに使用したとき、その他本規程に違反し、不正行為があったと認められるときは、推奨登録を取消すものとする。

（推奨品の宣伝）

第 10 条　　推奨土産品に対しては、本県の優良観光土産品として、連盟及びその他の機関で宣伝紹介をするものとする。

（その他）

第 11 条　　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附　　則

１．この規程は、昭和４２年１０月１日から施行する。

２．石川県観光土産品推奨要領は廃止する。

３．この規程施行の際、すでに石川県観光土産品推奨要領により推奨した観光土産品の推奨有効期間は、本規程施行の日から向う１カ年間とし、この間第５条第３項の規程に定める手数料を免除するものとする。

４．昭和５６年１２月１日　一部改定（第５条第３項登録手数料）

５．平成２５年４月１日　一部改定（公益法人移行に伴い名称、代表者の変更）

６．平成３０年６月１日　一部改正（第２条 観光土産品の範囲及び第４条 審査基準改正）

別　記　様　式

［優秀賞シール］



［推奨品シール］

